

## 第8期第7回川崎市子どもの権利委員会

日時 令和6（2024）年4月22日（月） 18：30～20：30

場所 川崎市役所本庁舎 復元棟3階 302会議室

出席委員 9人

鈴木委員長、安委員、五十嵐委員、加藤委員、金子委員、霜倉委員、高石委員、出口委員、畑委員

欠席委員 1人

蔣委員

事務局 こども未来局青少年支援室4人

箱島室長、佐藤担当課長、内藤係長、圓谷専門調査員

議題等 (1) ヒアリング調査報告書について  
(2) 対話調査の内容について  
(3) その他

公開・非公開の別 公開

傍聴 1人

### 1 議事

(1) ヒアリング調査報告書について

○鈴木委員長 事務局から資料について説明をお願いしたい。

○事務局 資料1に基づき説明。

○鈴木委員長 委員の皆さまから、ご意見や修正点などあれば申し出てほしい。

○霜倉委員 アンケート調査の分析の部分で、自由記述について触れているが、2か所重複と思われる箇所がある。

○加藤委員 自由記述の分類の項目は個人的に分類しているので、こういう表現でいいのかどうかというのは、いろいろ御意見があると思う。ただ、今御指摘いただいたところは本当に単純なミスなので、修正したいと思う。

○鈴木委員長 全体としては、このまとめ方と今後の考え方について、独立してそれぞれ

ヒアリングの報告をしたときや、まとめて報告したときがあると思うが、諮問を受けて、それへ答申をするという中の一つの項目ということで、この柱書のところを、書き込みをしたという点と、権利委員会としての所見については、委員の言葉をそのまま載せてもらうというのが原則としたいという考え方としては確定した。

○五十嵐委員 ヒアリングが途中経過か、それで完結するかどうかは別にして、権利委員会は、ヒアリングや対話のときでも、基本的な姿勢としては、別に非難をしたりする立場ではなくて、よりよく権利条例を根づかせていくためという立場ということが、今までベースとしてはあったと思う。

○鈴木委員長 私も、五十嵐さんと同じ認識。権利委員会の立ち位置として、いいものはいいと言うし、ちょっと違うものは違うと言う。それは委員会の立ち位置としてちゃんと伝えていく話になると思っている。今までもそうやっていたと思うが、コロナ禍もあって今回、事務局にいい意味でまとめてもらって、今回いい機会になった。

## (2) 対話調査の内容について

○鈴木委員長 こちらも事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 資料2-1、資料2-2に基づき説明。

視点と質問項目というところは、上に「参考」と追記させていただいた。この後加藤委員から追加資料について御説明いただいた上で、この視点と質問項目を参考に、共通の質問事項を決めさせていただきたいと思う。そのほかに、個別に質問したいこともあると思うので、調整した日程、目安として1週間くらい前を目安に、先方に事前に質問をお渡しできればと思っている。

○鈴木委員長 何か質問やご意見はあるか。

○五十嵐委員 不登校という考え方に対しては、世の中がある意味で進歩してきたのかと思うところがある。子どもにとって選択肢が広がった。それを学校側としてどう捉えているのか、教育委員会としてどう捉えているのかを聞きたいと思っていた。日程によっては同席したい。

○鈴木委員長 ありがとうございます。では、加藤委員から追加資料について説明をお願いしたい。

○加藤委員 今回の対話調査が答申をまとめる上で最後の調査となる。今回の諮問「子どもの相談及び救済機関の利用促進」というものをどう改善するのか、検討するための材料を集める機会になるといいと思っている。これまでの実態・意識調査やヒアリング調査を通して子どもたちの声を聞いてきて、いろいろな課題が明らかになってきている。そういった子どもたちの声に対して、今回の対話調査の対象が、様々な子どもたちと子どもたち

の相談対応を担っている主要な機関であったり、職員だったりする。今回の子どもたちの声に対して、どんなふうに思われるのか、また今の相談・救済機関のどこに課題があって、今回の実態・意識調査とかヒアリング調査で分かった子どもたちの様々な課題に関わるような声を把握できているのか、そのあたりを対話することによって、現実的な改善策みたいなものを導き出すことができるかという考えた。

それで、別紙資料に書いたような具体化した内容を案に議論していただければと思う。これまでの調査を通して、子どもの相談・救済機関の利用について、いろいろ子どもの声を聞くことができた。実態・意識調査とヒアリング調査で、いろんな課題の中から一部だけあげているが、困ったり、悩んだりしたときに、「相談したいけどできない」と答えた小中学生が13%ぐらい、相手の反応が怖いからとか、誰に相談すればよいか分からないとか、解決するか分からないとか、相手に迷惑をかけてしまうなんていう理由を挙げている。あと、そもそも「相談したいと思わない」という部分に関しては中高生で14から15%、それで、自分で何とかするからいいとか、解決する気があまりしないなんていう意見が多くはなかったが、何件か出てきたということが明らかになった。

さらに絞って、相談・救済機関に相談したいと思うかといった場合に、「相談したいと思わない」小中高生が55%で、中高生に限ると65%もいる。理由としては、自分を知らない人に相談しづらいとか、身近な感じがしないとか、解決するか分からない、初対面だと話しづらい、役に立たなかったという理由があった。ヒアリング調査では、限られた子ども声ではあるが、思い切って相談したことはあるけれど、あまり役に立たなかったとか、相談自体を思いとどまってしまった、適切な相談先が分からなかったとか、スクールカウンセラーがすごく忙しそうだったので相談自体を思いとどまってしまったという声があった。また、小学生から中高生に成長するに依りて、自分で自分のことは解決しないと、という意識が強くなってきていると、子ども委員会の子どもの声が聞かれた。

こういった子ども声に対して、今回、対話をする相談機関とか職員として、こういう課題がいろいろ出てきているが、どんなふうに思われるのかとか、こういった課題が生じてきてしまう背景とか、あるいは相談機関として体制的に困っていることもあるかもしれないし、そういった部分を対話調査で聞けると、答申に向けて何か具体的な答申の材料になると思う。ただ、これは質問項目が特に決まっているわけではなく、聞くとなるとなかなか難しい面もあるのかもしれないとも感じた。これが今期最後の実態把握のチャンスなので、答申の材料として引き出せるようなことが聞けるといいと思提案した。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ゆうゆうと支援学校の実施グループ①を例に出してみると、1つ目として事業の内容について聞き、2つ目が運営実態と成果について、3番目が相談体制について、4番目が情報共有の方法について、この辺についてはどの項目も一緒だと思う。ヤングケアラーや夢パークもそうですが、ここはみんな一緒だと思っている。

その後、①だとスクールカウンセラーとの連携についてということとかで書いてあるが、それが例えば一時保護所の職員や、人権オンブズパーソンだと、スクールカウンセラーというのは出てこないの、少し抽象度を上げて考えると、他機関との連携という形になってくると思う。それは、子育て支援センターの職員や、多摩区外国人子育てサロンの

担当職員の項目を見てみると、事業の内容、運営実態と成果を聞き、相談体制について聞き、情報共有をどうしているか、他機関との連携・協力について聞けば、他機関との連携・協力の一項目として、スクールカウンセラーや、ほかのところが出てくると思う。共通項目として、事業の内容、運営実態と成果、相談体制、情報共有方法、他機関との連携とか協力体制、特別な配慮の必要な子どもの対応についてというところは共通項目としてよいのではないかと思う。

川崎市定時制居場所カフェや川崎市子ども会議サポーターには、川崎市の子どもの権利の救済のシステムに望むものという質問事項がある。①グループには入っていない。先ほど加藤委員から説明があったように、権利救済システムに望むのは何かとか、権利救済システムの課題や、利用率を向上したらいいのか悪いのかとかいうのを具体的な言葉にすると、加藤委員がアンケートをまとめてくれたように、相談が十分できていないことや、相談できていない、またはしたいと思わないということが、高い割合で子どもたちとのヒアリングやアンケートでも出ている。その理由についてどう考えているかも聞きたい。

提案としては、1つ目共通項目は事業内容、2つ目運営実態と成果、3番目相談体制、4番目情報共有方法、5番目他機関との連携、6番目特別な配慮、7番目川崎市の子ども救済システムの課題と利用率向上の対策という形で、括弧して相談できない・相談したいと思わない割合が高いその理由についてと説明をたす形ですと、共通項目としてこの7つはどこに行っても聞きけるのではないか。

○五十嵐委員 加藤委員が説明してくれた利用率の向上については、諮問の内容との関係ではポイントになると思う。前期の活動での対話でも出ていたし、今回の資料でもあったが、対応する職員側、教職員を含めて大人の側の対応や資質、訓練の問題についても聞きたいと思うがどうか。

○鈴木委員長 それも入れたほうがいいと思う。

○五十嵐委員 大人の側の認識と子どもの側の認識が違っていることが今までの調査等でわかっていることなので、そこを確認したい。

○鈴木委員長 五十嵐委員の意見を受けて、共通項目が多すぎるのもどうかというのはあるかもしれないが、7つ提案させてもらったのに加えて、8つ目として、相談機関としての問題点としての自分たちの資質の向上とか対応力の向上というのをどう考えているか。その組織や団体に関わる相談機関として、人が代わっていくとか、新人職員が入ったりとかするなかで、どのように維持しているのかということを知りたい。

○加藤委員 例えば、年間相談を受けた件数をカウントして、これだけの数の相談を受けて、こういうやり取りを通して、こういうふうな解決に至ったというようなものが残っているとしたら、そういった部分も把握できると、どういう方法で、どんな解決に至ったのかということが分かって参考になると思った。一方で、夢パークなど相談機関ではないところの相談というのはおそらく件数に残らない。日常的な子どもたちとのやり取りの中

で、窓口ではなくて、子どもたちの様々な相談とか悩みなんかを受け止めて、それで日常生活の中で遊んだり過ごしたりしていく中でやり取りをしながら対応しているので、多分件数には上がってこない。その具体的なプロセスとか、どのように解決に至っているのかということを知ると、子どもたちの解決する気がしないというような声に対しての答えにつながるのではないかと思う。相談は相談窓口だけじゃなくて、子どもにとってはもっと信頼の置ける人との関係が築かれて、その中で初めて相談できるという面があるという意見もあったので、その辺をどう捉えるのかも確認したい。

○畑委員 ほぼ同意見で、第7期の答申の内容を踏まえて、やはり相談に対しては、しっかり安心感を持って対応できる状況が必要だということもあったので、そういったところも踏まえて質問してもいいと思った。

○鈴木委員長 そうすると、項目としてどこにどう入れのるかお考えはあるか。

○畑委員 体制についてのところに含まれると思う。

○鈴木委員長 相談体制について、例えば、相談をどう進めるのか、マニュアルが整備されているか、記録づけをしているのかとかいうように具体例として、項目をあげて相談体制をどのように維持しているのかを入れられる。あと、救済システムの中で、どのように相談したいと思ってもらえるのかを入れられると思った。

○事務局 質問項目を考える上での補足として、対話調査は調査時間を1時間程度と考えている。たくさん聞きたい事項はあると思うが、時間も念頭に置いた上で議論していただけるとありがたい。

○鈴木委員長 ありがとうございます。事業の内容とか運営の成果とかは、あらかじめ書面とか資料とかパンフレットなどをもらえたらと思う。

個別質問で、自分から発せないような状況の場合、どのようにその相談を受けるのかについては必要などころに確認したい。

○霜倉委員 この4月に法改正があって、子どもの意見聴取について、児童相談所も乳児が理解できない前提でも説明はするということが今年度からは徹底していくという内容がある。それを考えると、一時保護所を含む児童相談所全体として乳児の相談をどのように捉えているか確認することはあり得ると思った。

○鈴木委員長 そういう子どもたちの声を相談機関としてどう吸い上げるか。どう配慮しているか個別に聞いていただきたいと思う。

○霜倉委員 広い意味で言えば、乳児に関しても、話しても理解できなくても特別な配慮が必要というところだと思う。

○鈴木委員長 特別の配慮については、共通項目で入れているのでそこに含めたらいいと思う。

○加藤委員 特に子育て支援センターと子育てサロン、保護者の相談だけじゃなくて、連れてくる子どものことも含めて、どう職員の人が配慮しながら子どもの思いを受け止めているのかを含めて聞けるといい。

○鈴木委員長 共通項目としては整理されて、あとは個別質問として、プラスアルファするものがあれば、各担当者を中心に概ね1週間前までに決めてもらうようにしたい。

○加藤委員 7項目の川崎市の子どもの救済システムについては、かなり広い意味で、何か困ったことに直面している子どもを相談支援体制にのっけて解決に至るといような意味合いでいいのか。救済システムという言葉のほうが、何か困難を抱えている子どもをちゃんと見つけ出して、あるいはSOSを発してもらい、しっかりとした相談支援体制の下で解決に至るまでの仕組みという意味合いだと思う。救済システムに欠けていると思うことも含めて、この言葉をそのまま使ってもいいと思うが、委員全体の共通認識を持っておく必要があると思う。

○事務局 権利救済となると、行政職員だけでなく市民団体やボランティアにも対話するので、そんなことを聞かれても困ってしまうかもしれない。困ったり悩んだりしている子どもや保護者が相談しやすくて、それが解決につながるための仕組みとして何を望むかということだと思う。先ほど、加藤委員が言ったのは、相談しにくい、声を出しにくい子どものSOSをキャッチした上で、それを解決につなげるために何が必要ということも必要性はあると思う。いろんな理由があってできない、子どもや保護者に対しては、どういうふうにしたら解決につながるのか、相談したくなるのか、相談しやすくなるのかとか、そういうことは、文言で書いても分かりづらいかもしれないので、対話のときに聞いていただいたほうがいいのかもかもしれない。

○加藤委員 視点に出てくる。SOSの話。安心して助けてと言えるということ。

○鈴木委員長 畑委員からあったように、みんな相談しようと思ってもできないとか、結局相談してもあまりメリットがなかったとか、逆に二次被害を受けるとか、その先の問題として、やっぱりもっとレベルを上げなきゃいけないじゃないか。相談機関とか対話の相手方に、権利救済をシステムとしてどう機能させているか、どう解決に結びつけようとしているかという質問項目になると思う。

○事務局 システムがどうかというより、加藤委員がおっしゃったように、どういうケースの場合にうまくいったのか、どういうケースの場合にうまくいかず困っているのか。そういう聞き方のほうが、具体的にイメージが付きやすいかと思う。加藤委員がおっしゃっ

たように、解決に向けたプロセスの中で、困った事例があれば教えてくださいというイメージはどうか。うまくいった例と悪い例があれば教えてくださいという感じ。その方が回答しやすいかもしれない。

○加藤委員 うまくいった例からは結構ヒント多くあると思うので良いと思う。

○五十嵐委員 事前に聞いておくにしても、そういう聞き方だと用意はできるのではないだろうか。

○事務局 川崎市の子どもの救済システムに望むものの説明として、うまくいった解決につながったケースと、困難だったケースの例を挙げてくださいという形でいいか。

○鈴木委員長 端的にそれでもいいし、システムという言葉を使わないで、単にそれを聞けばいいとも思う。

○五十嵐委員 事例を紹介してくださいということでもいいのではないか。

○事務局 直近の調査が5月15日なので、個別質問についてもいただかなきゃいけない。共通質問に関しては、今日のまとめを共有したいと思う。

○鈴木委員長 共通の理解はできていると思う。

○高石委員 成功というか、解決した事例というのも、何をもって解決とするのか、それは向こうに任せるといっていい感じがいいのか。

○五十嵐委員 いいと思う。

○鈴木委員長 解決という言葉を使わないで好事例と言ったっていい。

○五十嵐委員 鈴木委員長がヤングケアラーの問題でやり取りしていたが、今はこども未来局の中の部署が担当ということだが、ここはどんなことをやっているか。

○事務局 現時点では、直接的な何か相談を受けるより、ヤングケアラーというものの自体の周知とか、ホームページに県の相談先など載せたりして、普及啓発がメインになっていて、実際の相談とかというのでも、学校だったり、病院だったり、いろんなところでケース・バイ・ケースで対応しているようだ。

○五十嵐委員 鈴木委員長が送ってくれた国の文書の中でも、学校との連携などを結構強調している。そのとおりだと思う。

○鈴木委員長 連携の問題から、本庁の事務局と学校が両方必要なのかなと思っている。そこがうまくいっていないところは全国でいろいろある。こども家庭庁の中では、こども家庭センターが基本的な枠組みとして捉えなきゃいけないけれども、学校との連携が不可欠だし、子どもの部局がやらなくて学校がやるなら、ちゃんと位置づけ直してやりなさいというところがある。全国いろいろ回って見ていると、そこはまだ確定していない自治体が多い。そのつなぎのところがうまくいかないと相談しているのに学校がキャッチできなくて、本庁では開いているけど、現場が分からないからということになる。今回、共通項目としている中で、どう連携をするのかということのはすごく大事な話にはなっているので、そこは聞きたいと思う。

あと、ヤングケアラーは子ども部門だけじゃなくて、全体の高齢者とかも含めての重層的支援システムという枠組みの中で、家族全体を見るという枠組みの中でも見るという考え方もある。鎌倉市みたいにケア条例を作っている自治体もある。ヤングケアラーだけじゃなくて、子どもも高齢者もみたいな枠組みの全体の中でヤングケアラーを見るということもある。

令和6年4月1日にガイドラインも出していて、子どもの相談をキャッチしなきゃいけない。結論は出ないにしても、何かを拾えればいいのかなどは思う。

あと議論が必要なものはあるか。

○事務局 調査結果をまとめる際の項目を決めていただきたい。まとめるための視点を共通のものにしてほしい。

○畑委員 その前に、今さらですが、対話先の関係で、一時保護所のところですが、本体の相談機関の児相に対する対話というところも必要なんじゃないかなと思ひまして、これから増えるのは難しいのか。

○事務局 確認してみます。一時保護所は児童相談所の一部なので、対応する職員は同じになる可能性が高い。

○畑委員 ありがとうございます。

○金子委員 それで言うと、私も、不登校のお子さんのことで、対話先がゆうゆう広場なかはらの職員と教育委員会の不登校担当と親の会代表者という形で議論したが、ゆうゆう広場の職員でもいいが、相談となると、ゆうゆう広場の中での相談というのもあると思うが、全体として、総合教育センター教育相談センターの方のほうがいいのかなと思う。

○事務局 総合教育センター教育相談センターに連絡し相談してみる。担当者と相談してゆうゆう広場の現場の職員のほうがいいということになれば、それは担当者に委ねる形にしたい。

○鈴木委員長 過去の調査でも、本庁と現場2つの機関に来てもらったこともあると思う。

○金子委員 同席していただくのが一番いいと思う。

○鈴木委員長 では、共通の質問項目というのは、先ほどの大枠8つという形で決めさせていただき、それを対話調査した後にどうまとめるのか、事務局から説明してほしい。

○事務局 参考資料、本来は第7期の対話調査を終えてというところだが、間違えて第6期という表記をしている。「対話を終えて」というところで、まとめるために、対話を終えた感想・気づいた点というのが1つと、(2)が今後の答申、このときは条例の検証等だったが、それを検討する上で重要と思われた指摘や意見という、この2点で皆さんにまとめていただいて、そのまとめたものを基に委員会全体で答申に向けての検討という形で進めていただいた。

気づいた点とか感想というのはもちろん同じだと思うが、(2)は全体に、今後、答申を検討する上で、重要だと思われる指摘や意見というのは項目に入れていただいたらいいのかなというふうに思って、資料2の例には、今後、答申を検討する上で、重要と思われた指摘や意見というのを例に書いています。

そのほか、前回と同じように、それぞれの対話を終えての感想というのを入れておきたいというのであれば、それも視点として入れていただいてもいいと思いますし、今回はまた別の視点も必要かなど御意見があれば、ここでまとめて出していただいて、その視点を基に皆さんにお書きいただければと思う。

今回は、ヒアリング報告書みたいに別途報告書が出るというようなイメージではなく、あくまでも対話のレポート自体は答申に向けての今後の権利委員会の材料となる。

○鈴木委員長 1つの整理方法として、質問項目のとおり全部まとめてというやり方もあると思う。今までだと、2項目ぐらいにまとめて、最終的に答申を出すに当たって、これは押さえておくというところはきっちり、ピックアップするものとして必要かとも思う。前期みたいな形でやっても良いと思う。同じ形で、それを基にしての答申を決めていくので、皆さんいかがか。

○事務局 質問項目に対する回答は事務局が同席して記録する。権利委員としての立場で、どういうふうに思ったのかとか、答申に向けての視点とか課題とかを書き留めてもらったほうがいいのかと思う。

○鈴木委員長 事務局からの話のとおり、細かい例や資料は集めてもらうとか書いてくださるというので、委員としては、それを基にして、去年のヒアリングや、対話を終えての感想・気づいた点と、今後、答申する上での重要な指摘とか意見という形の(1)、(2)という形でのまとめという形でよろしいか。

では、皆さんのうなずきで合意いただいた。

## 2 閉会